

麻しん(はしか)は、麻しんウイルスによって起こる病気で、発熱、せき、鼻汁等の症状に続いて発疹が出ます。感染力が強く、合併症として中耳炎、肺炎、脳炎等を起こすことがあり、時に死亡したり後遺症が残ることがあるため、子どもにとって怖い病気です。

風しん(三日ばしか)は、風しんウイルスが鼻やのどから体内に入ることによって起こる病気です。乳幼児の場合は感染しても比較的軽い発疹ですみませんが、まれに脳炎や紫斑病等の合併症を起こすことがあります。女性が妊娠初期に感染すると、先天性風しん症候群(聴覚障害等)の子どもが生まれる確率が高くなることもあります。

麻しん、風しんともに予防接種で予防ができます。1歳になったらなるべく早めに予防接種を受けることを推奨します。

1 予防接種を受ける年齢(法定接種年齢)・・・第1期と第2期の年齢でそれぞれ1回接種してください。

第1期:「1歳の誕生日の前日」から「2歳の誕生日の前日」まで(できるだけ1歳になったらすぐに受けましょう)

第2期:小学校就学の前年(いわゆる年長児)の1年間(4月1日から3月31日まで)

2 異なるワクチン同士の接種間隔

注射生ワクチン(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)の接種後に他の注射生ワクチンを接種する場合、27日以上の間隔をあける必要があります。

※他の予防接種との同時接種や接種間隔については、医師にご相談ください。

3 予防接種を受ける場所

右記コードよりご確認ください。

※目黒区以外の22区の医療機関でも受けられる場合があります。直接、当該区又は医療機関にお問い合わせください。

【予防接種実施医療機関は、
こちらからご確認ください】



4 予防接種の費用

同封の予防接種予診票を使用し、法定接種年齢(上記1)の期間内に接種を受けたときは無料です。ただし、決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない任意接種として取り扱われ、有料になります。(特例により、法定接種年齢を過ぎても無料で接種できる場合がありますので、保健予防課予防接種係へご相談ください。)

5 予防接種の効果と副反応について

① **麻しん風しん混合ワクチン**(麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するときに、通常このワクチンを接種します。)

主な副反応は、発熱や、発しんです。これらの症状は、接種後7～10日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、掻痒(かゆみ)等がみられることがありますが、これらの症状は通常1～3日でおさまります。ときに、接種部位の発赤、腫脹(腫れ)、硬結(しこり)、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難等)、急性血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、脳炎及びけいれん等が起こる可能性があります。

② **麻しんワクチン**(麻しんの予防接種のみを実施するときに使用)

主な副反応は、接種後5～14日を中心として、発熱、麻しん様の発しんがみられます。ただし、発熱の期間は通常1～2日で、発しんは少数の紅斑や丘しんから自然麻しんに近い場合もあります。その他に接種した部位の発赤、腫脹(腫れ)、熱性けいれん、じんましん等が認められることがありますが、いずれもそのほとんどは一過性です。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、脳炎脳症、急性血小板減少性紫斑病が起こる可能性があります。

③ **風しんワクチン**(風しんの予防接種のみを実施するときに使用)

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、掻痒(かゆみ)、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛等が認められる事があります。

稀に生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー、また、急性血小板減少性紫斑病がが起こる可能性があります。

6 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、MRワクチン接種予診票に記入してください。予防接種の当日は、接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日ごろからお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記10をご覧ください。)
- (4) 年度途中で使用するワクチン等が変更となる場合があります。最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

7 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん
- (4) 4週間以内に注射生ワクチン(BCG・おたふくかぜ・水痘等)の接種を受けたお子さん
- (5) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

8 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

9 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害(医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ること)は、極めて稀ですがなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

予防接種法に基づく予防接種を受けたかたに健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、区により給付が行われます。救済制度の内容については下記のコードより目黒区公式ウェブサイトをご覧ください。

10 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。



【予防接種による健康被害救済制度】



【委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎03-5722-7047